

相続の開始、遺産分割等があったことにより申告期限の特例又は修正申告の特例の適用を受ける場合の明細書

氏名 (名称)	
------------	--

- この明細書は、次のいずれかに該当する人が地価税の申告をするときに使用します。
 - ① **申告期限の特例の適用者**……相続の開始があったことを知ったこと（以下「相続確認」といいます。）又は遺産分割、相続人の異動その他の一定の事実が生じたことを知ったこと（以下「分割等確認」といいます。）により、地価税法第26条第1項から第3項まで（相続等により土地等を取得した場合の申告期限の特例）の規定により申告期限の特例の適用を受ける人をいいます。
 - ② **修正申告の特例の適用者**……相続確認又は分割等確認により、地価税法第27条第1項から第3項まで（修正申告の特例）の規定による修正申告書の提出をしなければならない人をいいます。
- この明細書は**申告書第1表又は修正申告書**に添付して提出します。
- 分割等確認に該当する一定の事実その他この明細書の書きかたについては、**裏面を参照**してください。

1 相続確認又は分割等確認における被相続人又は遺贈をした者の住所・氏名等

死亡時の住所	氏名	死亡年月日

2 地価税法第26条の申告期限の特例又は同法第27条の修正申告の特例の適用を受ける理由（申告書を提出する者が次の1又は2のいずれに該当するかに応じ、それぞれに掲げる文章中の年月日を記入し、かつ、該当する文字を○で囲みます。）

(1) **申告期限の特例の適用者**

上記1の被相続人等について、平成____年____月____日に 相続確認 分割等確認 があったため、地価税法第26条

第1項 第2項 第3項 の規定に該当することとなった。
（具体的な事実関係を下の「分割等確認」の具体的な「事実関係」欄に記入してください。）

(2) **修正申告の特例の適用者**

上記1の被相続人等について、平成____年____月____日に 相続確認 分割等確認 があったため、地価税法第27条

第1項 第2項 第3項 の規定に該当することとなった。
（具体的な事実関係を下の「分割等確認」の具体的な「事実関係」欄に記入してください。）

※ 上記(1)又は(2)の文中の「 相続確認」を○で囲んだ場合において、その「相続確認」後特例による申告期限又は修正申告期限までの間に「分割等確認」があったときは、次に記入してください。

- (イ) その「分割等確認」の年月日……………平成____年____月____日
- (ロ) その「分割等確認」の具体的な事実関係……………次の欄に記入してください。

○ 「分割等確認」の具体的な事実関係

.....

.....

3 相続確認又は分割等確認によりこの特例の対象となった土地等の明細

- (1) この特例の対象となった土地等のうち課税対象となるものの面積の合計…………… _____㎡
- (2) (1)の土地等についての課税価格に算入すべき価額の合計…………… _____円
- (3) (1)の土地等の明細（地目、面積、所在地及び課税価格に算入すべき価額）……………別添のとおり

- ◎ この明細書には次の書類を添付してください。
 - 1 上記3の(3)の**土地等の明細の分かる書類**（この特例の適用を受ける土地等について、申告書に添付する「土地等の明細書」の「貸借の相手方の名称（氏名）及び住所」欄に、例えば、「相続確認分」又は「分割等確認分」と記載する方法によっても構いません。）
 - 2 **分割等確認に該当する一定の事実が生じたこと**の分かる書類（遺産分割協議書の写し、戸籍謄本など）

相続の開始、遺産分割等があったことにより申告期限の特例又は修正申告の特例の適用を受ける場合 の明細書の記載要領

1 「分割等確認」とは、次に掲げる事実が生じたことを知ったことをいう。

(1) 地価税法第19条（未分割遺産である土地等がある場合の課税価格等の計算）の規定により、分割されていない土地等について民法（第904条の2（寄与分）を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って課税価格又は基礎控除額（面積比例控除額）（以下「課税価格等」という。）が計算されていた場合において、その後その土地等の分割が行われ、共同相続人又は包括受遺者がその分割により取得した土地等を基礎として計算した課税価格等がその相続分又は包括遺贈の割合に従って計算された課税価格等と異なることとなったこと。

(2) 民法第787条（認知の訴え）又は第892条から第

894条まで（推定相続人の廃除等）の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第884条（相続回復請求権）に規定する相続の回復、同法第919条第2項（相続放棄の取消し等）の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。

(3) 遺留分による減殺の請求があったこと。

(4) 遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。

2 「○ 「分割等確認」の具体的な事実関係」欄

この欄には、上記1の「分割等確認」についての具体的な事実関係を、例えば、「被相続人〇〇〇〇の子〇〇〇〇についての認知の裁判が確定した。」、「調停による遺産分割が行われた。」のように記載する。